平成○○年(フ)第○○○○号

破産者　○　○　○　○

和解許可申請書

（公租公課優先的破産債権用）

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所第○民事部○係　御中

破産管財人　○　○　○　○

ＴＥＬ　　－　　　　－

ＦＡＸ　　－　　　　－

第１　許可を求める事項

頭書事件について、別紙優先的破産債権一覧表（省略）記載の優先的破産債権に対し、以下の③簡易分配金を配当手続によらずに按分にて分配すること。

①　現在の財団収集額 金○○○万○○○○円

②　財団債権額 金○○○万○○○○円

③　簡易分配金 金○○○万○○○○円

第２　許可を求める理由

１　本件については、債権届出期間及び債権調査期日が定められていないところ、一般破産債権の届出はなく、交付要求のみがなされている。

２　他方、破産財団には上記の預金があるところ、上記第１③の金額は、別紙優先的破産債権一覧表記載の各債権者の有する優先的破産債権合計額に足りない。

正式の配当手続を実施するためには、債権届出期間及び債権調査期日の指定を行うことが必要となるが、一般破産債権に対する配当がない本件においては、時間と費用を要し、破産債権者の利益に適しない。

したがって、破産管財人としては、別紙優先的破産債権一覧表記載の各優先的破産債権に対し、前記第１のとおり、正式の配当手続によらず按分による分配を実施し、配当に代えることとしたい。

３　今回の優先的破産債権に対する按分による簡易な分配については、各優先的破産債権者に事前に事情を説明し、内諾を得ている。

また、破産者に関係する公租公課庁に対して交付要求の有無について照会し、既に交付要求がなされている公租公課庁に対しても、交付要求漏れがないかを確認した上で本件許可申請を行っており、同順位の優先的破産債権は他にはないと判断している。

以上

添付書類

預金通帳（写し）